

**作業環境測定士試験**  
**(労働衛生関係法令)**

受験番号	
------	--

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者の数が50人以上の事業場においては、その業種に関係なく、衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、常時3000人を超える労働者を使用する事業場においては、2人以上の専任の衛生管理者を選任しなければならない。
- 3 事業者は、その事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。
- 5 事業者は、常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の事業場においては、業種に応じて安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に定める医師による健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、定期健康診断の結果については、健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- 2 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 3 事業者は、重量物の取扱い等重激な業務に常時従事する労働者に対し、3月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、雇入時の健康診断の結果について、健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるときは、一時的就業の場合を除き、当該労働者に対し健康診断を行わなければならない。

問 3 労働安全衛生法に定める特別教育に関する次の①から⑤までの記述のうち、法令上、誤っているもののみの組合せは下のうちどれか。

- ① 事業者は、特定化学物質を取り扱う業務に労働者を就かせるときは、その者に対し、特別教育を行わなければならない。
- ② 事業者は、酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、その者に対し、特別教育を行わなければならない。
- ③ 特別教育の講師は、当該事業場に所属する産業医、衛生管理者その他特別の資格を有する者でなければならない。
- ④ 事業者は、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ① ④
- 4 ② ③
- 5 ② ④

問 4 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象①、測定頻度②及び測定に関する記録の保存期間③の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

	①	②	③
1	空気中の鉍物性粉じんの濃度	1年以内 ごとに1回	7年
2	空気中の鉛の濃度	1年以内 ごとに1回	3年
3	坑内の作業場の炭酸ガス(二酸化炭素)の濃度	1月以内 ごとに1回	3年
4	空気中の放射性物質の濃度	1月以内 ごとに1回	5年
5	空気中の石綿の濃度	6月以内 ごとに1回	40年

問 5 規格・検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、潜水業務を行うときは、潜水作業者に厚生労働大臣が定める規格を具備した潜水器を使用させなければならない。
- 2 事業者は、送気マスクについては、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、使用させてはならない。
- 3 事業者は、法令に基づき使用させる呼吸用保護具として、一酸化炭素用防毒マスクを労働者に使用させるときは、厚生労働大臣が定める規格を具備したものでなければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき使用させる呼吸用保護具として、使い捨て式防じんマスクを労働者に使用させるときは、型式検定に合格した旨の表示のあるものでなければならない。
- 5 事業者は、排気量が法令で定める容積以上の内燃機関を内蔵するチェーンソーについては、厚生労働大臣が定める規格を具備したものでなければその事業場に設置してはならない。

問 6 次の有害物のうち、法令により製造等が原則として禁止されているものに該当しないものはどれか。

- 1 ベンジジン
- 2 石綿
- 3 ビス(クロロメチル)エーテル
- 4 ベータ-ナフチルアミン
- 5 ベンゼン

問 7 安全衛生改善計画又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。ただし、計画の届出については、所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 都道府県労働局長から安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、この計画を作成しようとする場合には、労働組合又は労働者の代表者の意見をきかなければならない。
- 2 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その工場を増設しようとするときは、その工事に関する計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 3 倉庫業の事業者は、果菜の熟成を行う倉庫内の酸素欠乏危険場所に全体換気装置を設置しようとするときは、その計画を届け出なければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき特定粉じん発生源に局所排気装置を設置しようとするときは、その計画を届け出なければならない。
- 5 事業者は、法令に定める機械等の設置についての計画の届出を、その工事開始の30日前までに所轄労働基準監督署長に行わなければならない。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、作業環境測定士ではない者に、指定作業場についての作業環境測定結果の評価を行わせることができる。
- 2 指定作業場について作業環境測定を自ら行う事業者は、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。
- 3 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類に対応する指定作業場以外の指定作業場について、デザイン及びサンプリングの業務を行うことができない。
- 4 第2種作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定において、簡易測定機器以外の機器を用いる分析の業務を行うことはできない。
- 5 作業環境測定士試験に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う法令に定める講習を修了した者は、作業環境測定士となる資格を有する。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関になろうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設ける場合、厚生労働大臣に作業環境測定機関登録申請書を提出し、作業環境測定機関名簿に登録を受けなければならない。
- 2 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 3 作業環境測定機関になろうとする者は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について登録を受けなければならない。
- 4 作業環境測定機関は、登録を受けた都道府県労働局長の管轄外の都道府県に所在する事業場についても作業環境測定を行うことができる。
- 5 作業環境測定機関は、所属する作業環境測定士が異動した場合には、登録を受けた厚生労働大臣又は都道府県労働局長にその旨を届け出なければならない。

問 10 作業環境測定対象物質<sup>Ⓐ</sup>、その試料採取方法<sup>Ⓑ</sup>及び分析方法<sup>Ⓒ</sup>の組合せとして、作業環境測定基準上、誤っているものは次のうちどれか。

	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
1	ノルマルヘキサン	液体捕集方法	吸光光度分析方法
2	クロム酸及びその塩	液体捕集方法	原子吸光分析方法
3	ベンゾトリクロリド	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
4	エチレンオキシド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5	ホルムアルデヒド	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 A測定とB測定を行った場合、A測定の第1評価値及びB測定の測定値が管理濃度に満たない単位作業場所の管理区分は第1管理区分である。
- 2 A測定のみを行った場合、第1評価値が管理濃度以上であり、かつ、第2評価値が管理濃度以下である単位作業場所の管理区分は第2管理区分である。
- 3 A測定の第2評価値が管理濃度を超える単位作業場所の管理区分は、B測定の測定値に関係なく、第3管理区分である。
- 4 発生源が一箇所で、2種類以上の特定化学物質を含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、一定の換算式で求めた換算値を当該測定点における測定値とみなして、いずれかの管理区分に区分する。
- 5 測定値が管理濃度の1/10に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の1/10を当該測定点の測定値とみなして、いずれかの管理区分に区分することができる。

問 12 騒音に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場には、その作業場が強烈な騒音を発する場所であることを従事労働者が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとされている。
- 2 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場では、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、圧延機による金属の圧延の業務を行い、著しい騒音を発する屋内作業場について作業環境測定を行ったときは、法令に定める事項を記録し、3年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、その旨を見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 事業者は、作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場における作業方法を変更した場合には、6月以内に、等価騒音レベルを測定しなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の①から⑤までの記述について、誤っているもののみの組合せは下のうちどれか。

- ① 事業者は、タンクの内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、その排気ガスによる健康障害防止のための換気をするときを除き、内燃機関を有する機械を使用してはならない。
- ② 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 3 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について 10 m<sup>3</sup> 以上としなければならない。
- ③ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場では、十分な性能を有する換気設備を設けた場合を除き、窓等の開口部の直接外気に向けて開放することができる部分の面積を、常時床面積の10分の1以上にしなければならない。
- ④ 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

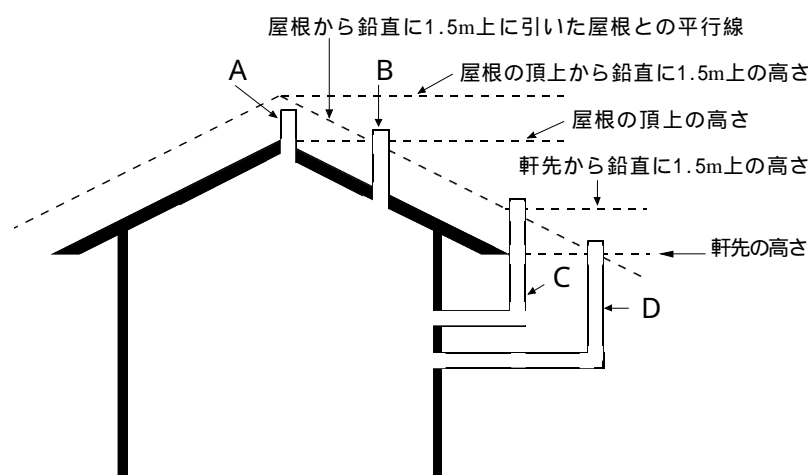
- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ② ④
- 4 ② ⑤
- 5 ③ ⑤

問 1 4 特定化学物質障害予防規則により規制されている物質に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 塩化ビニルは、特別管理物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 2 硫酸は、第 3 類物質であり、作業環境測定の対象物質でない。
- 3 ジアニシジンは、第 1 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 4 アクリロニトリルは、特定第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 5 フェノールは、管理第 2 類物質であり、作業環境測定の対象物質である。

問 1 5 図は空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口 A、B、C 及び D の高さや屋根の位置を示したものである。有機溶剤中毒予防規則の規定に違反するもののみの組合せは次のうちどれか。

ただし、排気口から排出される有機溶剤の濃度は管理濃度の 2 分の 1 以上であるものとする。



- 1 A と B
- 2 B と C
- 3 C と D
- 4 A と D
- 5 B と D

問 1 6 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 放射性物質取扱作業室内においては、天井、床、壁、設備等について、1月を超えない期間ごとに汚染の検査をしなければならない。
- 2 緊急作業の場合を除き、管理区域内において放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が3年間につき 100 mSv を超えず、かつ、1年間に 50 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 放射性物質を装備している機器の放射線源が線源容器から脱落した場合、その事故によって受ける実効線量が 15 mSv を超えるおそれがある区域から、直ちに労働者を退避させなければならない。
- 4 放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、法令で定める健康診断を行わなければならない。
- 5 密封された放射性物質のみを取り扱っている作業場であっても管理区域に該当する場合は、作業環境測定基準に従った測定を行わなければならない。

問 1 7 石綿障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 石綿等を取り扱っている事業者が、事業を廃止しようとするときは、法令で定められた記録等を所轄労働基準監督署長に提出するものとされている。
- 2 事業者は、石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、法令に定められた事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとされている。
- 3 粉状の石綿等を混合する作業に労働者を従事させるときは、原則として、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。
- 4 事業者は、石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれがある建築物の解体等の作業で、石綿等を含む保温材、耐火被覆材等を除去する作業を行うときは、あらかじめ、所轄労働基準監督署長へ届け出なければならない。
- 5 事業者は、石綿等が使用されている建築物の解体作業については、技能講習を修了した者でなければ当該作業に就かせてはならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に就かせる労働者に対して特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。
- 2 事業者は、局所排気装置について定期自主検査を行ったときは、法令で定められた事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 3 事業者は、プッシュプル型換気装置について、分解して改造を行い、法令で定められた点検を行ったときは、法令で定められた事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、法令で定められた作業環境測定を行ったときは、法令で定められた事項を記録して、これを7年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、常時特定粉じん作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに法令で定められた事項を記録して、これを当該労働者が当該事業場において常時粉じん作業に従事しないこととなった日から30年間保存するものとする。

問 1 9 事務所衛生基準規則に規定する測定における測定事項①及び測定器②の組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

	①	②
1	一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
2	二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
3	気温	0.5度目盛の温度計
4	相対湿度	0.5度目盛の乾湿球の湿度計
5	気流	0.5 m/s以上の気流を測定することができる風速計

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。
- 2 事業者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者に対して、その就業の際、原則として、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1であるものについては、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2又は管理3であるものについては、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、その行ったじん肺健康診断に関する記録及びエックス線写真を5年間保存しなければならない。